

役員選出に関する細則

2009年1月以降の役員改選においては、但馬テニス協会規約第14条の規定に基づき本協会の役員選出について下記の通り定める。

- ①加盟団体は、理事会2週間前までに所定の用紙により会長候補1名を推薦する。
とりまとめは理事長が行い、会長・副会長・事務局に報告する。
理事長は、協議・調整の上候補者1名を理事会に報告する。
- ②副会長・会計は会長の推薦により候補者を理事長が理事会に報告する。
- ③理事長は理事の互選、又は推薦により決定する。
- ④事務局は、会長が委嘱をおこない理事会に報告する。
- ⑤理事会は、理事長、会長の報告に基づき正式承認を行う。
- ⑥理事長は理事を兼ねることができる。判断は選出加盟団体が行う。

この細則が承認された場合、規約上の任期は1年とあるが会長・副会長は再任されたものとみなし、原則2年間職務を行うものとする。以後も同様とする。

役員に欠員が生じた場合は、規約により補充する。

この細則は、2007年12月8日開催の理事会において承認されました。